

補正予算案を修正・可決

千年の森に指定された神子地区の建山町有林（鶴田ダム付近）に設置予定の表示板について、9月に木製で20万円の補正を行ったが、千年の森の取り組みは、半永久的に育林等をしていく必要があり、シンボルとして将来に残るよう、今回130万円を追加補正して自然石による石碑に変更して設置したいというも

のでありました。慎重に審議を行い、建設経済常任委員会全員の8名からこの予算について削除の修正案が提出され、多数の賛成を受けて可決されました。修正案提出の主な理由は次のとおりです。

1. 案内板については、9月補正で可決されており、厳しい財政状況の中、わずか3ヶ月で、今回内容を変更して130万円を追加補正しなければならぬ明確な理由、緊急性、計画性が認められない。

2. 現地までは、ダム再開発事業により、通行止め状況であり、工事終了後に検討して設置しても遅くないと考えられる。

公の施設使用料徴収条例を制定

町民が広く一般的に使用する社会教育、体育、文化、保健福祉等（一部の営利を伴う施設等を除く）の41施設について、使用料に関する規定を一本化するために制定しました。

主な内容としては、現行の使用料を基本におきながら、類似施設間の使用料の不均衡の是正を図り、時間帯区分を廃止し、

1時間当たりの使用料へ改めるものです。また、使用者側の納付や収納事務を簡素化するために50円、100円単位の使用料に改定されました。なお、営利を伴う使用料については、通常の3倍の額を徴収する割り増しが規定されました。



宮之城総合体育館

平成19年度決算を認定

平成19年度さつま町歳入歳出決算、さつま町水道事業会計決算、さつま町簡易水道事業決算の認定については、審査を決定特別委員会に付託し、11月4日から11日まで慎重に審査を行いました。定例会初日の12月3日の本会議で、決算特別委員会委員長から審査の結果、採決の結果、さつま町

果について、いずれの決算も認定すべきものとの報告がありました。決算特別委員会の審査報告を受け、質疑、討論を行いました。討論では、さつま町歳入歳出決算の認定について、反対、賛成の立場から意見が述べられました。

歳入歳出決算及びさつま町水道事業会計決算については、賛成多数で認定し、さつま町簡易水道事業決算については、賛成全員で認定しました。

健康ふれあい施設指定管理料 86万円追加

指定管理料については、協定の中に、リスク分担の取り決めがあり、物品費等の物価変動については、指定管理者が負うことになっております。

しかし、原油価格高騰の影響により、灯油代が相当値上がりしており、今回の物価変動については、指定管理者の自助努力で対応できる範囲を超えており、公の施設を適正に維持管理するという

ことは設置者としての責任もあることから、今年度上期に使用した灯油代の値上がり分について指定管理者と町が折半することでお話し合いがなされたことから、町負担分として86万円の指定管理料を追加しました。なお、他の類似施設も要望が挙がった時点で検討したいとの説明がありました。



健康ふれあいセンターあびる館